

※本資料は、本シンポジウムのためにCPRC
事務局の責任において作成した仮訳です。



EU競争法における サステナビリティ協定： 水平的協調協定に関する改訂版ガイドライン案

公正取引委員会 国際シンポジウム

グリーン成長と競争政策 – 2022年3月25日

欧州委員会競争総局 Jeroen Capiau

免責事項：記載事項は全て個人的見解である

背景

- 欧州委員会が欧州グリーンディールを公表
 - 水平的協調協定に関する2011年版ガイドラインの改訂
 - 評価結果 – サステナビリティ協定の審査に関する指針が必要
 - 2001年版ガイドラインにおける「環境協定に関する章」の懐古
- 2019年末
- オランダ競争当局がガイドライン案を公表（2020年6月／2021年1月）
 - 競争政策（反トラスト、企業結合及び国家補助）とグリーンディールそれぞれの目的の相互作用に関する幅広い意見募集（2020年10月）
 - Competition Policy Brief 「欧州のグリーン政策を支える競争政策」公表（2021年9月）
 - 持続可能性に係る目標を追求する協定に関する新章を組み込んだ、改訂版ガイドライン案に関する意見募集の開始（2022年3月1日）

意見募集により得られたフィードバック

- 事業者は競争政策がグリーン（環境）のための取組の障害になると懸念している。
 - 容易にEU機能条約（TFEU）第101条第1項の対象となる。
 - TFEU第101条第3項の適用免除要件を満たすことは困難。
- 更なるガイダンスが必要
- しかし、実際の事案はほとんどない。
- 競争は常に、グリーン技術への投資に対する強力なインセンティブであるべき。
- グリーンウォッシングを防ぐべき。
- 規制は市場の失敗に対処できる。

提起された問題と提案

- 問題：

- 競争法に基づく審査は、関連市場に着目して行われる。
- 消費者は、協定の対象となる商品のユーザーであると定義されている。
- 協定によりもたらされる損害が補填されれば、消費者は公平な分配（fair share）を受けるとみなされている。
- 持続可能性に係る利益は関連市場外で発生することが多く、必ずしも関連市場における消費者に利益をもたらさない、又は消費者の損害を十分に補填しない。

- 関係者の議論を盛り上げている提案：

- TFEU第101条第3項の範囲を拡大し、社会のためになる利益を考慮し、「消費者」及び／又は「公平な分配」の概念を再検討する
- 公共政策的な理由（Wouters事件判決）に基づきTFEU第101条第1項の適用の例外を設ける
- 環境保護の特殊性（TFEU第11条、EU基本権憲章第37条）

提案に関するリスク

- 概念上: 新しい厚生基準（市民（citizen）厚生基準）は本当に望まれるか？
- 法律上:
 - TFEU第101条第3項の幅広い解釈は判例法が許容するか？（欧州司法裁判所判決：C-382/12 P MasterCard事件, para. 242、C-238/05 Asnef-Equifax事件, para.72）
 - 機能条約は、競争法適用の幅広い例外を許容するか？
- 実務上: 競争当局はあらゆる種類の外部性を分析及び衡量する十分な知識を備えているか？
- 執行の迅速性及び効果についてはどうか？
- 事業者が（法適用について）自己評価できるか？

サステナビリティに関する新章の概要

- 「サステナビリティ」のコンセプトがカバーするものは？
- TFEU第101条の射程から外れるサステナビリティ協定
- TFEU第101条第1項に基づくサステナビリティ協定の評価
- TFEU第101条第3項（4要件）に基づくサステナビリティ協定の評価
- 公的機関の関与

「サステナビリティ」がカバーするものは？



- 一般的に、「将来世代が自身のニーズを満たす能力を損なわないよう、現在利用可能な資源を消費及び利用する社会の能力」と定義される
- 持続可能な開発に関する国連決議66/288及び2030国連アジェンダ（17の持続可能な開発目標と169のターゲット）
- 欧州連合条約（TEU）第3条：「（中略）[欧州連合は] バランスの取れた経済成長と物価の安定、完全雇用と社会的発展を目指す高い競争力を備えた社会的な市場経済、及び高水準の環境保護と環境の質の改善（中略）を基盤とする欧州の持続可能な開発に向けて努力すべき」
- 経済、社会及び環境的側面

サステナビリティと競争法の相互作用

- 持続可能な開発に寄与するために競争法が果たす役割
- 公的な政策／規制は、負の外部性／市場の失敗に取り組むための主たる手段である。
- 協調協定が果たす補完的な役割
- サステナビリティ協定は、単一又は複数の持続可能性に係る目標を追求する競争者間の合意と定義される。

競争のパラメーターに影響を与えない協定は TFEU第101条の射程外

参考事例

- 該当する事業者との売買を義務付けることなく、持続可能な（生産・販売等を行う）供給業者や流通業者の情報をまとめたデータベースを作成するための協定
- 業界規模の意識向上キャンペーン又は消費者の意識向上キャンペーンの実施に関する協定
- 競争者の経済活動ではなく、企業内の活動に関する協定

TFEU101条第1項に基づく評価

- 「目的において (by object)」又は「効果において (by effect)」競争を制限しているのか判断するために関係する「持続可能性目標の追求」
 - 持続可能性が真の目的か？価格カルテル／市場分割／生産調整等を隠蔽するものか？
 - 価格カルテル等（目的における競争制限）、持続可能性に係る目的が存在しない場合：101条第1項に基づき禁止される／違反する
 - 持続可能性が真の目的である場合：効果の評価及び当該効果が明らか（appreciable）であるかどうかの評価が必要
- サステナビリティ協定は、特に関連する協定の類型を扱う水平ガイドラインの章に沿ってTFEU101条第1項に基づく評価がなされる。
- サステナビリティ章は、持続可能性に関する基準の設定に係る協定に焦点を当てている。
 - 持続可能性に関する基準は、（従来の技術に関する基準と比べて）目立った特徴がある。
 - 大抵は競争促進的あり、消費者が情報に基づく意思決定を行えるようになる。

TFEU第101条第1項に基づく、サステナビリティ標準化協定 (Sustainability Standardisation Agreements) の評価

- サステナビリティ標準化協定がTFEU第101条第1項に反して競争に明らかな悪影響を及ぼすかどうかの評価が必要。
- ソフトセーフハーバー：以下の7要件全てが満たされる場合は TFEU第101条第1項の射程外
 - a) 基準への参加に係る制限がなく、基準の策定に向けて透明性のある手続が採られている
 - b) 基準への参加義務又は基準の遵守義務がない
 - c) 参加事業者は、更に高い持続可能性基準を自ら採用することができる
 - d) 基準に必要な範囲を超えて営業上機微な情報は交換されない
 - e) 標準化手続の結果に対する効果的かつ非差別的なアクセス
 - f) 価格の明らかな上昇及び商品の選択肢の明らかな減少は発生しない
 - g) (基準の) 遵守を確実にするための適切なメカニズム又は監視システム
- これらの条件の一つが満たされない場合であっても違法性は推定されない、しかし、競争に対する明らかな悪影響の有無を評価する必要があり、TFEU第101条第1項の適用を受ける。

TFEU第101条第3項に基づく評価

- 4要件を全て満たす場合、競争を制限するサステナビリティ協定は、TFEU第101条第3項に基づき適用免除され得る
- 第1要件 – 商品の生産／流通を改善する、又は技術又は経済的進歩を促進する
 - 効率性及びコスト削減の両方の観点から持続可能性の便益をカバーする幅広い概念
- 第2要件 – 消費者が便益の公平な分配を受ける
 - a) 個人の利用価値に基づく便益（individual use value benefits）／伝統的な効率性の評価（質／選択肢の向上又は価格の低下） – 商品に係る消費者の経験／消費者による商品の利用の改善
 - b) 個人の非利用価値に基づく便益（individual non-use value benefits（間接的な定性的便益）） – 商品に係る消費者の経験は直接的に改善されないが、消費者は他者への好ましい影響の代価を支払う意思がある

TFEU第101条第3項に基づく評価

- 第2要件（続き） – 消費者が便益の公平な分配を受ける
 - c) 共同行為による集合的な便益（collective benefits）（個々の消費者の視点ではない）
 - 正の外部性／消費者に対して客観的に生じる便益 – 便益の分配（より大きな受益者集団に含まれるかどうか） – 実質的に重複するか
 - d) 上記類型の組み合わせ
- 第3要件 – 不可欠性：市場の失敗を是正するために必要な協定（先行者不利益の克服、規模の経済の達成、消費者の選好をナッジ（そっと後押し））
- 第4要件 – 競争を排除しない：残された一定の競争が維持される – 協定の対象が業界全体であっても、事業者は少なくとも一つの競争上重要な要素（価格、数量、品質、商品の選択肢及びイノベーション）に関して積極的に競争を継続する

公的機関の関与

- サステナビリティ協定の策定手続への公的機関の関与、又は協定の存在に関する公的機関の認知は、当該協定がEU競争法と整合的であるとみなす理由にならない。
- 競争を制限するサステナビリティ協定を合意した事業者は、以下のいずれかの場合、責任を負わない。
 - a) 協定の締結を公的機関から強制又は要求される場合
 - b) 公的機関が協定の効果を強める場合
 - c) 公的機関が自らの責務を市場参加者に委任し、これによって同公的機関の行動から公的な性質が排除される場合

Thank you



© European Union 2020

別段の記載がない限り、このプレゼンテーションの転用は[CC BY 4.0](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/) ライセンスの下に許容される。EUが所有権を持たない要素の使用又は複製については、各権利所有者から許可を直接取得する必要がある可能性がある。

